

# 田子町住宅リフォーム等支援事業補助金のお知らせ

町では、安心して快適に暮らすことができる住環境整備を促進するため、新築またはリフォーム工事に対し補助金を交付します。新築、リフォームをお考えの方はお問い合わせください。



## ■補助対象者（以下の全てに該当する方が対象になります）

補助金の交付対象となる方は、次の要件を全て満たすこととします。

- ① 田子町民または工事完了時に田子町民となる方
- ② 町内に所有する自己居住用住宅の新築またはリフォーム工事を行う方。
- ③ 本人及び同居人全員が、税金及び使用料等を滞納していないこと。

## ■補助対象事業の実施方法等

補助の対象となる事業は、次に掲げる事項に基づくこととします。

- ① 補助事業は、田子町内に本店を有し、田子町商工会会員である事業者が施工する新築またはリフォーム工事であること。
- ② 申請年度の3月20日までに完了する事業であること。ただし、指定感染症の蔓延により、完了が遅れる場合は1月20日までに申出書を提出すること。
- ③ 対象となる工事は裏面別表のとおりとなります。

## ■補助金の額

種類	条件		補助率	上限
新築	延べ床面積 66 m <sup>2</sup>	工事費 1,000万円以上	5%	60万円
	延べ床面積 33 m <sup>2</sup>	工事費 500万円以上		30万円
リフォーム	なし		10%	20万円
	グリーンツーリズム受入		15%	30万円
	国際交流事業ホームステイ受入			

## ■その他

受付は先着順になります。補助金額の合計が予算額に達した時点で受付終了となります。工事着工後もしくは完了後の申請できませんのでご注意ください。

交付申請は、当該住宅において、上限額に達するまで申請できるようになりました。

交付申請受付期間：令和7年4月1日～令和8年2月28日

お問合せ先：田子町役場 建設課 建設グループ 担当：高沢

Tel：0179-20-7117（直通） 受付時間/平日8：30～17：00

詳しくはホームページにて掲載しております。<http://www.town.takko.lg.jp/>

別表

リフォーム対象等工事一覧表

		工事の内容	備考
対象	修繕	屋根、外壁、軒天の改修	
		床材、壁材、天井材の補修	
		屋根、外壁等の塗装	
		ドア、ふすま、障子等、建具の取替	
		畳の畳替え・表替え	
		床、クロスの張替	
		雨樋の取替	
	機能	下地補修や根太の補修	
		手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など	
		浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修	
	向上	エレベーターや階段用昇降用設備の設置	
		システムキッチンの設置	IHクッキングヒーター、オーブン、食器洗浄機については、キッチン組み込みのものに限る
		給排水衛生設備工事	
		スイッチ、コンセント、配線等の電気工事	
		オール電化工事	
		二重窓またはペアガラスの設置工事	
		電気設備工事を伴う省エネ照明器具(LED等)の設置工事	
		断熱・遮音改修	
		電気・温水・蓄熱式床暖房設備工事	
		壁を筋かい等で補強する工事	
対象	間取りの変更を含む	瓦屋根を金属屋根に改修する工事	
		住宅の2階以上の部分を除却する工事	
		住宅内に耐震シェルターを設置する工事	
		玄関フード・サンルームの増築	住宅と一体であること
		玄関・居室等の間取り等の変更に伴う壁等の改修	
	その他	バルコニー・雪止めの設置	
		増築	既存住宅と離して別棟を新增築するものは対象外
対象外	その他の工事	住宅と同一棟の車庫、物置等の設置、改修、増築	
		併用住宅のうち、住居部分に係る改修、増築	
		門、塀等の外構工事	
		造園工事、植樹・剪定等の植栽工事	
		ウッドデッキ、パーゴラ(藤棚)の設置	
	設器・器具の交換	住宅と別棟の車庫、物置等の設置、改修、増築	
		併用住宅のうち、店舗部分等に係る改修、増築	
	設備の交換	高効率給湯器以外への給湯器の交換	新築の場合:新規設置は対象に含む
		防犯装置(監視カメラ等)の設置	
		テレビドアホンの設置	
		換気扇、換気空清機ロスナイの設置	新築の場合:対象に含む
		電化製品(エアコン、テレビ、照明器具等)の購入	
その他	その他	家具(ガス・石油暖房器具、タンス等)の購入・設置	
		アンテナの設置	
		電話やインターネットの配線工事	
		シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	その他	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
		広告、看板の設置	
		リフォーム工事に伴う廃材の処分費	

※この表に掲示のない工事は個別審査により決定する。